



上天草市で総合防災訓練を実施

平成30年10月28日、上天草市総合防災訓練が龍ヶ岳地区を中心に大矢野町、松島町などの各会場で一斉に開催され、消防本部からも上天草市を管轄する北消防署管内の職員が参加しました。

本訓練は、南海トラフを震源とするマグニチュード9の地震が発生、管内にも甚大な被害が発生したことを想定し、住民の避難誘導や各関係機関の初動体制の確認など、自主防災組織を中心とした住民の自助・共助の促進、防災関係機関の協力・連携の強化を目的とし、実施されたものです。

訓練後には、濃煙体験や応急手当指導、大規模災害時に出動する拠点機能形成車の見学など、訓練に参加された多くの方に、防火・防災を身近に感じてもらえる活動を実施し、有意義な訓練となりました。

今後も、各種災害に対応できるよう各地域、関係機関と連携を図っていきます。

主な内容

- 天草広域連合議会 第3回定例会・先進地研修 2～3
- 情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況 …… 4
- 広域連合の職員数や給与などを公表 …… 4～5
- 資源物の分別にご協力ください！ …… 6
- 危険物を安全に取り扱うために 他 …… 7
- STOP！ストーブ火災・年末年始のごみの受入れについて 8

2018.12

第44号

天草広域連合議会

平成30年 第3回定例会

平成30年8月8日(水)に開催された第3回定例会で、次の議案について審議され、原案のとおり可決されました。

- 専決処分事項の報告について
- 平成30年度天草広域連合一般会計補正予算(第1号)

最新ごみ処理施設の先進地研修及び九州北部豪雨被災地の視察研修を実施

天草広域連合議会では10月4日(木)、5日(金)に下関市環境部奥山工場(山口県下関市)・さが西部クリーンセンター(佐賀県伊万里市)への先進地研修及び平成29年7月の九州北部豪雨の被災地(福岡県朝倉市杷木町)の視察研修を実施しました。
※詳細については、次ページ。



▲さが西部クリーンセンターにて



▲下関市環境部奥山工場



▲さが西部クリーンセンター

天草広域連合議会 先進地研修

最新のごみ処理施設を研修

さが西部クリーンセンター(佐賀県伊万里市)では、平成27年12月稼働の処理能力205t/24h(102.5t/24h×2炉)のガス化溶融方式の概要について、説明を受け施設の視察をしました。

この処理場は佐賀県西部の4市5町を管轄しており、ごみを溶融炉で溶かし、冷却して排出されるスラグは道路舗装用材として、また金属メタルは重機のウエイト等に再利用されているとのことでした。



▲さが西部クリーンセンターにて

下関市環境部奥山工場(山口県下関市)では、平成28年4月稼働の処理能力170t/24h(1基)及び平成14年12月稼働の180t/24h(1基)全連続燃焼式ストーカ炉の概要について、担当者から説明を受けた後、場内の処理工程及び施設を視察しました。

この施設では、ごみ焼却後に排出される焼却灰をセメント原料処理施設へ搬出しており再利用されるとともに、焼却時に出る電力は中国電力に売電されて効率化が図られていました。



▲下関市環境部奥山工場にて

■どちらも近年に建設されており、新ごみ処理施設建設の整備に取り組むうえにおいて、最新の設備等を確認し、今後施設建設に向け参考となる2施設でありました。



九州北部豪雨 被災地を視察

平成29年7月に発生した九州北部豪雨に緊急消防援助隊として、天草消防救助隊が活動した福岡県朝倉市杷木町を視察しました。

まだ、多くの爪痕が残っており、自然災害の脅威を改めて思い知らされました。

情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況

平成29年度の運用状況は、次のとおりです。

条例名 実施機関名	情報公開条例			個人情報保護条例		
	行政文書の情報公開状況			個人情報の開示請求状況		
	請求者数(人)	請求件数(件)	公開件数(件)	請求者数(人)	請求件数(件)	開示件数(件)
広域連合長	13	14	13	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	13	14	13	0	0	0
不服申し立て件数	0件			0件		

※「請求件数」とは、公開請求及び開示請求の対象となる書類別の件数です。

広域連合の職員数や給与などを公表

「天草広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により、連合職員の人数や給与などの概要を次のとおり公表します。

1 職員の任免・職員数

①職員の任免の状況

区分	平成29年 4月1日現在の職員数	H29年4月2日~H30年3月31日		平成30年 4月1日現在の職員数
		退職	採用	
人数	229人(9人)	16人	0人	225人(12人)

※()内は、職員数のうちその年の4月1日に新規採用された職員の数です。
※関係市町からの派遣職員は含みません。
※再任用(フルタイム)職員を含みます。

②部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区分	一般行政職				計	
	議会・総務	民生	衛生	消防		
職員数	平成29年	6人	0人	9人	214人	229人
	平成30年	6人	1人	8人	210人	225人
	対前年増減数	0人	1人	△1人	△4人	△4人

2 職員の給与

①人件費の状況(普通会計決算見込額)

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)前年度の人件費率
平成29年度	3,674,120千円	1,790,571千円	48.7%	53.2%

②職員給与費の状況(普通会計決算見込額)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	229人	775,354千円	243,463千円	309,004千円	1,327,821千円	5,798千円

③職員の平均年齢、平均給料月額(平成30年4月1日現在)

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額	
一般行政職	一般行政部門	15人	48.1歳	274,267円
	消防部門	210人	35.0歳	268,020円
全職員 (再任用(フルタイム)職員を含む)	225人	35.8歳	268,436円	

④職員の初任給の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	初任給
大学卒	168,600円
高校卒	147,100円

⑤特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	広域連合長	副広域連合長	議長	副議長	議員	識見監査委員
年額	95,000円	61,000円	61,000円	55,000円	51,000円	日額 7,000円

⑥職員手当の状況（平成30年4月1日現在。ただし期末・勤勉手当、退職手当は平成29年4月1日）

区分	内容	区分	内容															
扶養手当	●配偶者……………10,000円 ●その他の扶養親族 1人6,500～10,000円 (16歳～22歳の子は1人5,000円を加算)	地域手当	●物価や生計費が特に高い地域に勤務する職員に支給															
住居手当	●借家は家賃額に応じた額を支給 (27,000円を限度)	時間外勤務手当	●勤務時間外に勤務した場合に支給															
通勤手当	●交通機関を利用する場合…運賃額を支給 (上限50,000円) ●自動車などを利用する場合…距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	夜間勤務手当	●正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に支給															
単身赴任手当	●単身で赴任する職員に、交通距離に応じて 30,000円～78,000円を支給	休日勤務手当	●休日に勤務した場合に支給															
管理職手当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 事務局長及び消防長…60,000円 次長及び消防次長…50,000円 課長及び署長……………40,000円	特殊勤務手当	●ごみ処理特殊作業に従事した職員に支給… 日額200円 ●消防の火災・救助・救急業務等に出動従事した 職員に1回330円～1,000円を支給															
管理職員特別勤務手当	●管理職手当を支給されている職員が、臨時の 必要等により週休日など、または平日深夜に 勤務した場合に支給。 ●週休日などに勤務した場合は、勤務1回あたり 6,000円(6時間超えの場合は9,000円)、 平日深夜の場合は3,000円を支給。	期末・勤勉手当	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> <tr> <td></td> <td>2.6月分</td> <td>1.8月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当		2.6月分	1.8月分									
	期末手当	勤勉手当																
	2.6月分	1.8月分																
		退職手当	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>応募認定・定年</th> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.27075月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度</td> <td>47.709月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> </table>		自己都合	応募認定・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
	自己都合	応募認定・定年																
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分																
勤続35年	39.7575月分	47.709月分																
最高限度	47.709月分	47.709月分																

3 職員の勤務時間その他勤務条件

①勤務時間・休憩時間・週休日の状況

1日の勤務時間	休憩時間	週休日
8:30～17:15 7時間45分	12:00 ～13:00	土曜日及び 日曜日

※交代制勤務の職場などは、別に定めています。

②休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件、日数など	
年次有給休暇	年に20日を限度に付与	
病気休暇	必要と認められる期間	
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	5日以内
	産前休暇	8週間以内
	産後休暇	8週間以内
	妻の出産休暇	2日以内
	育児時間休暇	1日2回・各30分
	子の看護休暇	5日以内
	親族の死亡休暇	1～7日
夏季休暇	3日	
介護休暇	最大6カ月（無給）	

4 職員のサービスの状況

①サービスの根本基準

※地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が、次のとおり定められています。

①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
②信用失墜行為の禁止
③秘密を守る義務
④職務に専念する義務
⑤政治的行為の制限
⑥争議行為等の禁止
⑦営利企業等の従事制限

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(平成29年度)

- ①分限処分 1件
- ②懲戒処分 0件

※分限処分とは、職員が心身の故障などにより、職責を十分に果たせない場合に行う処分をいいます。

※懲戒処分とは、職員が法令違反や公務員としてふさわしくない非行などがあった場合に行う処分をいいます。

資源物の分別にご協力ください!!

家庭から資源を出す段階での分別が重要となりますので、各市町のごみ出しカレンダーや下記注意点等を参考に分別をお願いします。センターへ直接持ち込まれる場合でも、各品目ごとに分別してください。資源の分別にご理解とご協力をお願いします！

種類	※センターでは下記の種類ごと搬入してもらい資源化しています。	出し方・注意するポイント	
紙類	①新聞・チラシ	バラけないようにヒモでしばって出してください。	新聞とチラシは一緒に出せます。
	②雑誌・厚紙・その他の古紙類		厚紙と段ボールは材質が違いますので、ご注意ください。
	③段ボール		厚紙と段ボールは三層構造になっていて、紙と紙の間に空間があります。
	④飲料用紙パック類		開いて束ねて、バラけないようにヒモでしばって出してください。内側にアルミが貼ってあるものは出せません(お酒やジュースなど)。ご確認ください。
古着類	⑤布類	適当な大きさにたたんで、バラけないようにヒモでしばって出してください。靴下や布団、毛布類は出せません。	
缶類	⑥スチール缶 ⑦アルミ缶	中身を空にして、洗ってから、バラで出してください。 	
	⑧スプレー缶・卓上用ガスボンベ	スプレー缶・ボンベ専用の回収容器に入れてください。中身は使い切って、穴を開けて出してください。	
	⑨透明 ⑩茶色 ⑪その他	それぞれの色ごとに分けて回収容器に入れてください(キャップは外す)。	油質のものが入った容器はすすいでも油分がとれにくいので、燃やせないごみに出してください。化粧品(違う材質が入っている)や灰皿、哺乳ビン(耐熱ガラス)は出せません。
プラスチック製容器包装類	⑫ペットボトル	バラで出してください。	ペットボトルのマークがついているものだけ出してください。容器の底にヘソがあるものがペットボトルです。 
	⑬プラ製の袋・容器		汚れているもの・中身が入っているものは出せません。カミソリやガラス類など、けがをしそうなものは厳禁です。 
	⑭発泡スチロール		豆腐の容器、カップめん、色つきトレイは出せません。悩んだらプラ容器類へ出してください。
蛍光灯類	⑮蛍光灯(電球も可)	割れないように注意して出してください。割れたものは燃やせないごみに出してください。家庭から出されたものだけが対象です。	
乾電池類	⑯単1～単4電池	回収ボックスに出してください。ボタン電池や充電式電池は出せません。	
生活金物類	⑰台所用品類 鍋・ヤカン・フライパン・ボールなど	焦げ付いた鍋やフライパンは、コゲを落としてから出してください。洗って出してください。ナイフ、フォークなど鋭利なものは出せません。	
小型家電類	⑱コード類⑲携帯電話 ⑳アダプター ㉑その他の小型家電製品	各市町の回収ボックスに出してください。センターに直接持ち込まれる場合、指定のボックスにそれぞれの品目ごとに入れてください。リモコンや本体の電池は抜いて出してください。	
食用油	㉒食用油	指定の回収容器に入れてください。センターに直接持ち込まれる場合、容器が不要であれば、そのまま指定の場所に出してください。	食用油以外(自動車用オイルなど)は出せません。また、食用油と混ぜないでください。

危険物を安全に取り扱うために 適切な容器で購入・運搬をしましょう!



危険物	容器(認定品)	ポイント
ガソリン	金属製容器 (ガソリン携行缶)	<ul style="list-style-type: none"> ●セルフ給油所で自ら携行缶に入れると、消防法違反になります。 ●灯油用ポリエチレン容器に入れて運搬すると、消防法違反になります。 ●灯油用ポリエチレン容器に販売すると、消防法違反になります。 ●乗用車などでの運搬は22ℓ以下までです。 <p>※消防法違反 詰替えた者→消防法第10条第3項違反 運搬した者→消防法第16条違反 いずれも、3月以下の懲役または30万円以下の罰金が消防法で規定されています。</p>
灯油	ポリエチレン容器 金属製容器	<ul style="list-style-type: none"> ●灯油を購入することをはっきりと伝えましょう。
軽油	金属製容器	<ul style="list-style-type: none"> ●ガソリン携行缶を代替容器とする時は、必ず容器に「軽油」と表示して使用しましょう。 ●灯油用ポリエチレン容器は使用できません。
混合油		<ul style="list-style-type: none"> ●使用済みの混合油缶は、繰り返し使用はできません。 ●飲料用のペットボトルなどは使用できません。

★使用前は必ず、容器にひび割れ・変形がないか、パッキンは劣化していないかなどの確認をしましょう。

島鉄フェリーで救急講習会を実施

9月8日(土)、天草と島原を結ぶフェリーあまくさⅡの船内において、フェリー利用者を対象とした救急講習会を実施しました。

この講習会は9月9日の「救急の日」を広く周知し、多くの方に救急に触れてもらうことを目的とし、救急人形を使用した心肺蘇生法や中央消防署五和分署の救急救命士による応急手当に対する質疑応答が実施されました。

参加者から、「人命救助や応急手当に対する不安が解消された」との声が聞かれ、有意義な講習会となりました。



STOP! ストーブ火災!



「ストーブ」が原因による住宅火災が管内でも毎年発生しており、平成29年中はストーブが原因の建物火災が4件発生しました。

また、近年は全国的に電気ストーブが原因となる火災が増加傾向で、死者も発生しています。

特に「可燃物がストーブに接触」したことによるものが最も多く、着火物としては、布団や座布団、衣類が多く発生しています。

寒い時期は、暖房機器の使用が多くなりますので、取扱いに注意し、火災を防ぎましょう。

ストーブ火災を防ぐポイント

- 就寝時や外出時は必ずストーブを消しましょう。
- ストーブのまわりに物を置かないようにしましょう。
- 洗濯物を乾かすために使わないようにしましょう。
- 給油は必ず消してから行いましょう。
- ストーブを布団やカーテンの近くに置かないようにしましょう。



年末・年始のごみの受入れについて

本渡・松島地区清掃センターの年末・年始のごみ、資源物の受入れは下表のとおりです。直接持ち込みをされる場合は、ご注意ください。

年 月		平成30年12月					平成31年1月			
曜 日		木	金	土	日	月	火	水	木	金
日		27	28	29	30	31	1	2	3	4
ごみの種類	燃やせるごみ	○	○	△	△	×	元 日	×	×	○
	燃やせないごみ	○	○	×	×	×		×	×	○
	資源ごみ	○	○	△	△	×		×	×	○

※△は午前中までとなります。

受付時間 午前8時45分～正午／午後1時～4時



天草広域連合

〒863-0001 熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2
TEL : 0969-24-3188
FAX : 0969-24-2726
HP <http://amakusa-kouikirengo.or.jp/>